

第25回参議院議員通常選挙

大事な投票、忘れずに!



投票日 7月21日(日) 投票時間 午前7時～午後6時

●投票できる方

次の2つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です

①	平成13年7月22日までに生まれた方
②	平成31年4月3日以前から利根町に住居登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

●投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記(家族7人以上は2通)されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

●選挙公報

選挙公報は、7月19日(金)までに新聞折り込みで配布するほか、役場、利根町公民館、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。
新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っている方で、一定の要件に該当する方および介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等による不在者投票をすることができます。
郵便等による不在者投票をする際、「郵便等投票証明書」が必要になります。詳細については、利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

●開票

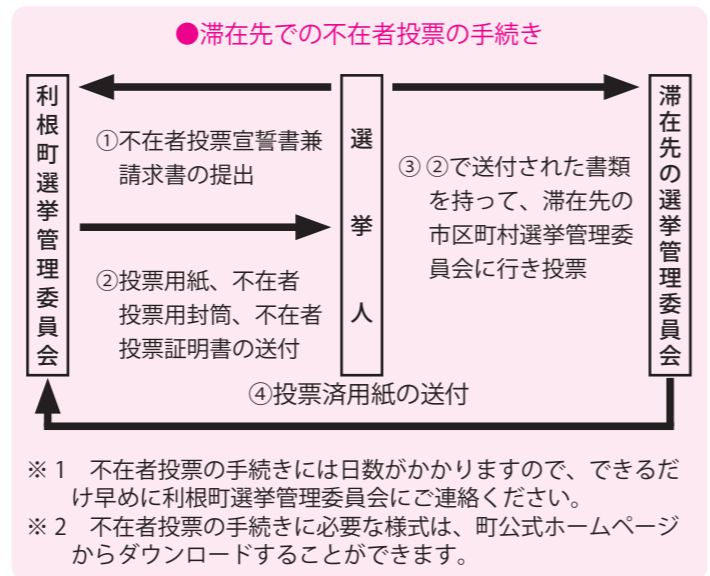
投票日当日の午後8時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

●投・開票速報

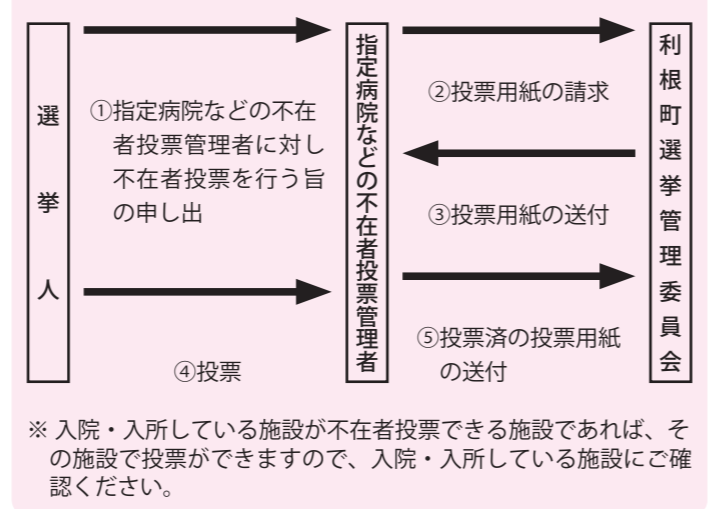
投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

●不在者投票

仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票できない方や都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホーム等に入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。



●指定病院または老人ホームなどでの不在者投票の手続き



期日前投票について

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障がいのため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。
投票する際、投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記入していただくとスムーズに投票を行うことができます。

投票期間	7月5日(金)～20日(土)
投票時間	午前8時30分～午後8時
投票場所	利根町役場1階 多目的ホール

問い合わせ先 利根町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎68-2211 (内線502)

後期高齢者医療制度のお知らせ



被保険者証の更新について

75歳以上の方(一定以上の障がいのある方は65歳以上)が対象の「後期高齢者医療被保険者証」は毎年有効期限が7月31日までになっています。
8月1日からの新しい被保険者証は、7月中旬から下旬ごろに被保険者個人あてに簡易書留で郵送いたします。被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかご確認ください。

保険料の納め方

令和元年度(平成31年度)の保険料は、7月に茨城県後期高齢者医療広域連合で本算定額が決定され、決定通知書を郵送でお送りいたします。
保険料は、原則として年金から差し引かれて納めていただく方法(特別徴収)と、特別徴収ができない方は、納入通知書または口座振替で納めていただく方法(普通徴収)になります。

普通徴収とは…

年間の保険料を今年7月から令和2年2月までの8回に分けて納めていただきます。
・納付書は、7月中旬ごろ発送予定です。

特別徴収とは…

右表のとおり徴収いたします。10月以降の徴収額については、7月中旬ごろ特別徴収決定(開始)通知書を郵送いたします。

名称	徴収月	徴収額算出根拠
仮徴収	4月・6月・8月	年間保険料額が確定していないため、仮に算定された額を納めていただきます。平成31年2月の徴収額と同じ額が、各月の徴収額となります。
本徴収	10月・12月・令和2年2月	平成30年中の所得に基づき算出した額から、仮徴収額を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。

年度の元号表記について

保険者である茨城県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療保険料が4月から翌年3月までの1年間について賦課するものであり、基準日となる4月1日が改元前であることから、今年度は「平成31年度」と表記することとしています。そのことを受けて利根町では「令和元年度(平成31年度)」と表記しています。
後期高齢者医療制度は、他の税金と異なり市町村単体ではなく県内全市町村で共同運用しているものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 役場保険年金課 後期医療係
☎68-2211 (内線239)

受診方法

当日持参するもの

- 特定健康診査受診券
 - 国民健康保険被保険者証
 - 自己負担金1,000円
 - 以前に特定健診を受診したことがある方はその時の健診結果
- ※健診期限内に受診できるよう、お早めにご自身で健診機関へ直接ご予約してください。

町内で受診できる健診機関

病院名	電話番号
もえぎ野台よつば診療所	85-5581

※町外を受診できる健診機関につきましては、保険年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211 (内線248)

個別健診のご案内

〔集団健診を受診できなかった方へ〕
町では、6月に40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした集団健診を行いました。健診期間中、都合により受診できなかった方については、県内の医療機関など個別に健診を受診することができますのでご案内します。

受診対象者

40歳以上の国民健康保険に加入されている方で、今年度まだ健診(人間ドック・脳ドックを含む)を受診されていない方。
※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックの受診を予定している方は除きます。

健診期限

令和2年3月31日(火)まで